

川西市立総合医療センターの患者権利章典

医療は患者様と医療提供者とがお互いの信頼関係に基づき協働して作りあげていくものであり、患者様に主体的に参加していただくことが必要です。

川西市立総合医療センターはこのような考え方にに基づき、ここに『患者権利章典』を制定します。

川西市立総合医療センターは、この『患者権利章典』を守り、患者様の医療に対する主体的な参加を支援していきます。

- 1 だれでも、良質で安全な医療を公平に受ける権利があります。
- 2 一人の人間として、その人格価値観などを尊重され、医療提供者との相互の協力関係のもとで医療を受ける権利があります。
- 3 病気、検査、治療、予後、リスクなどについて理解しやすい言葉や方法で十分な説明と情報を受ける権利があります。
- 4 十分な説明と情報提供を受けたうえで、治療方法などを自らの意思で選択する権利があります。希望しない検査や治療を断る権利があります。
- 5 別の医師の意見（セカンドオピニオン）を受ける権利があります。
他の医療機関に変わることもできる権利があります。
- 6 研究途上にある医療に関し、目的や危険性などについて十分な情報提供を受けた上で、その医療を受けるかどうかを決める権利と、何らかの不利益を受けることなくいつでも医療を拒否する権利があります。
- 7 自分の診療記録の開示を求める権利があります。
- 8 診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られる権利があります。
- 9 すべての患者様が適切な医療を受けられるようにするため、患者様には他の患者様の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないように配慮する責務があります。